

埼玉県生活環境保全条例(土壌環境及び地下水質の保全)



埼玉県生活環境保全条例(平成13年7月17日施行)では、土壌環境及び地下水質の保全について以下のように定めています。

特定有害物質取扱事業者*1		土地改変者*2
第77条	第79条	第80条
土壌汚染の未然防止及び早期発見のために、次のことに努める必要があります。 ①特定有害物質が地下に浸透したり、公共用水域に流出しないよう、適正に管理する。 ②特定有害物質による土壌又は地下水汚染の状況を調査する。	次の場合、当該事業所の敷地の土壌汚染状況を調査し、報告しなければなりません。 ①特定有害物質取扱事業所を廃止した場合。 ②特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する場合。 ③建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する場合。	改変を計画している3,000m ² 以上の土地の履歴を調査し、報告しなければなりません(第80条第1項)。 改変とは、次のような行為をいいます。 ①土地の切り盛り、掘削その他土地の造成。 ②建築物その他工作物の建設その他の行為。 ただし、農用地に係る行為は除く。
		↓
		土地の履歴調査
		↓
		汚染のおそれがある

↓

土壌汚染状況調査
(第79条第1項、第80条第2項)

↓

土壌汚染基準を超過していることが判明した場合

↓

汚染土壌の処理
(第78条第1項、第79条第2項、第80条第3項から第5項)
①汚染拡散防止計画の作成及び提出
②汚染拡散防止の措置及び完了の報告

*1 特定有害物質取扱事業者：別紙に掲げる特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所を設置している者。

*2 土地改変者：3,000m²以上の土地(農用地を除く)について造成や工作物の建設等による土地の改変をしようとする者。

当社は指定調査機関及び計量証明事業所として、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査から調査結果に対する評価及び対策の提案まで一貫した土壌調査業務を行っております。

詳しくは、当社 **研究開発部 明石、坂田**(フリーダイヤル0120-01-2590 内線267、273)までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



表 埼玉県生活環境保全条例(土壌及び地下水の汚染の防止)
に係る特定有害物質及び土壌・地下水汚染基準

分類	調査項目	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	—	0.02以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下
ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと*1 (0.1未満)	50以下 遊離シアンとして	検出されないこと*1 (0.1未満)
	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下	0.0005以下
	アルキル水銀	検出されないこと*1 (0.0005未満)	—	検出されないこと*1 (0.0005未満)
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと*1 (0.0005未満)	—	検出されないこと*1 (0.0005未満)
	有機りん化合物	検出されないこと*1 (0.1未満)	—	検出されないこと*1 (0.1未満)

*1: 「検出されないこと」とは、指定された方法で表中に示す数値(定量下限値)未満であること。

※埼玉県生活環境保全条例(土壌環境及び地下水質の保全)では、土壌汚染対策法に係る指定基準と同様の基準値を運用しています。

出典: 埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成13年埼玉県規則第100号)

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

